

政策評価調書(30年度実績)

政策名	障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進	政策コード	I-3	関係部局名	福祉保健部、商工観光労働部、教育庁
-----	------------------------	-------	-----	-------	-------------------

【Ⅰ. 政策の概要】

障がい者に対する理解の促進やグループホームなどの住まいの場の確保、芸術文化・スポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が身近な地域で安心して生活を送るための取り組みや、雇用の場の拡大、職場定着への支援、工賃向上のための共同受注・共同販売体制の確立などにより、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進する。

【Ⅲ. 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	達成	A
2	障がい者の就労支援	著しく不十分	C

【Ⅴ. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」に基づき、地域住民をはじめ企業・団体等の理解の促進や権利擁護の推進、必要なサービス提供基盤の整備や地域生活への移行・定着支援等に取り組んでおり、今後も支援策の更なる充実が求められる。また、障がい者が心豊かな生活を送れるよう、全国障害者芸術・文化祭おおいだ大会の成果の継承・発展と、芸術・文化活動やスポーツ、地域住民との交流活動へ積極的に参加できる環境づくりが必要である。

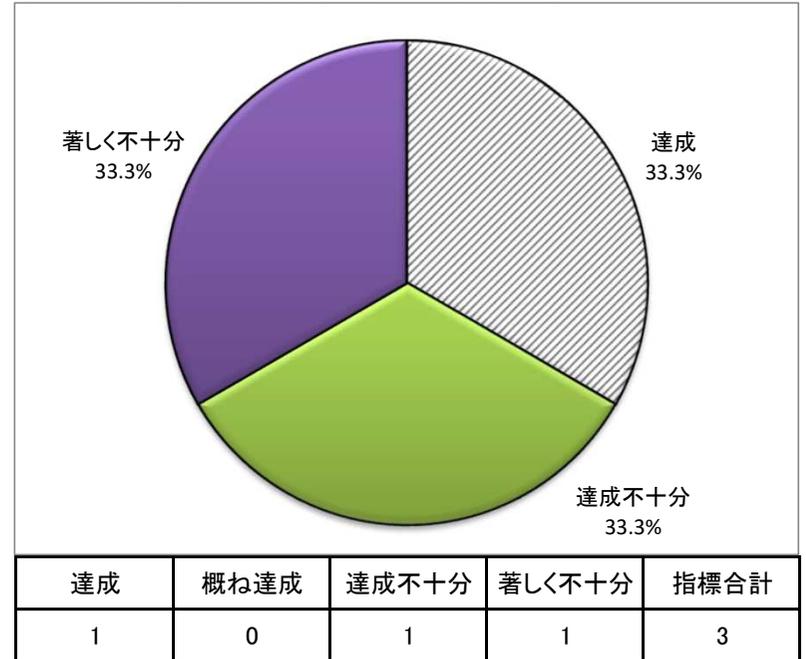
誰もが生き生きと仕事をし、暮らしていける社会を実現するため、雇用の場の拡大等により、雇用障がい者数、雇用率ともに上昇しているが、身体障がい者と比較して、知的・精神障がい者の雇用促進が課題となっている。また、福祉的就労における工賃は、共同受注体制の整備等により年々増加しているが、更なる向上が必要である。

H30年4月からの障がい者法定雇用率の段階的引上げや精神障がい者の雇用義務化に着実に対応し、障がい者雇用率日本一奪還のため、障がい者雇用アドバイザーによるマッチングや就労支援事業所からの人材の掘り起こし、職場指導員配置企業への奨励金制度創設などにより、知的・精神障がい者の雇用促進と定着支援を図るとともに、販路・受注拡大に向けた共同受注体制の強化や農福連携の推進による工賃向上を図るなど、障がい者の就労促進のために今後の一層の取組が必要である。

<障がい者雇用率(大分県)> 上段H30 下段(H29)

区分	計	身体		
		知的	精神	
雇用率	2.46% (2.44%)	1.65% (1.70%)	0.56% (0.53%)	0.25% (0.20%)
全国順位	6位 (5位)	1位 (1位)	24位 (25位)	29位 (23位)

【Ⅱ. 構成施策の目標指標の達成状況】



【Ⅳ. 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額額の全国順位	79.1%
<著しく不十分となった理由>	
<p>単独の障害福祉サービス事業所では受注が困難な、大ロット作業等を共同受注窓口で受注できる体制整備や、農福連携の取組推進、官公需の発注促進等により、平均工賃月額は上昇したものの、新規設立事業所の販路拡大に時間がかかることや、企業等へのPR不足、施設利用障がい者の高齢化・重度化等により工賃が伸び悩んでいる事業所があり、目標値を達成することができなかった。</p> <p>今後は、地場企業等民間のノウハウを取り入れた共同受注窓口の効果的な情報発信等による受注拡大を図るとともに、選果場等での農作業受託の拡大や農業に取り組む事業所へのアグリ就労アドバイザー等の派遣による栽培・加工技術の向上及び販路拡大支援等農福連携の更なる推進、県・市町村から障がい者就労施設等への優先調達への拡大等による工賃向上を図る。</p>	